

平和通り回遊性向上・にぎわい創出業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、宇部市（以下「本市」という。）が実施する「平和通り回遊性向上・にぎわい創出業務」を受託する者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

平和通り回遊性向上・にぎわい創出業務

(2) 業務内容

別添「平和通り回遊性向上・にぎわい創出業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月4日（水）まで

(4) 委託料上限額

4, 200, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 宇部市内に本社又は事業所のある事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市における競争入札の参加を制限されない者であること。
- (4) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は再生手続きをしていないこと。
- (8) 同類の企画について実績があること。（例：イルミネーション、プロジェクションマッピング、AR／VR等の技術を使ったイベント企画等）

4 実施スケジュール

項 目	日 程	備 考
公募開始	令和7年6月30日（月）	市ウェブサイト上に掲載
質疑書受付期限	令和7年7月7日（月） 午後5時必着	電子メールで受付
質疑と回答の公表	令和7年7月8日（火）	随時、市ウェブサイトで回答
参加申込書等の提出期限	令和7年7月10日（木） 午後5時必着	持参又は郵送
参加資格確認通知	令和7年7月11日（金）	電子メールで通知
企画提案書等の提出期限	令和7年7月25日（金） 午後5時必着	持参又は郵送
プレゼンテーション実施 （選定委員会）	令和7年8月上旬予定	
結果通知及び公表	令和7年8月中旬予定	郵送及び市ウェブサイトに掲載
業務内容協議	令和7年8月下旬予定	
契約締結	令和7年9月上旬予定	

5 質疑と回答

質疑は、令和7年7月7日（月）午後5時（必着）までに別紙【様式第6号】によりメールで受け付ける。その際は、必ず電話で受信を確認すること。質疑と回答の内容は、7月8日（火）午後5時までに、随時、市公式ウェブサイトに掲載する。

6 参加申込書等の提出

「3 参加資格」要件を満たし本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類の名称（記載する内容）	提出部数
1 参加申込書【様式第1号】	1部
2 会社の概要【様式第2号】または【任意様式(A4版)】	5部
3 業務受託実績書【様式第3号】または【任意様式(A4版)】 ・過去3年以内の類似業務の実績を記載すること。	5部
4 市税の滞納がないことを証する証明（1か月以内に取得したもの）	1部

(2) 提出期限 令和7年7月10日（木）午後5時必着

※この期限までに提出がないものは、受理することができない。

(3) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで受付

(ただし、市役所閉庁日は除く)

(4) 提出先 「12 担当部署」へ提出

(5) 結果通知 令和7年7月11日(金)

※参加資格確認通知の結果は、全ての応募者に電子メールで通知する。

7 企画提案書等の提出

参加資格確認通知にて参加資格を有した者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類の名称(記載する内容)	提出部数
1 企画提案書【様式第4号】	1部
2 平和通り回遊性向上・にぎわい創出業務委託に係る企画書【任意様式(A4版)】 ・本業務に係る企画提案を示すこと。 ・点灯式に係る企画提案を示すこと。 なお、評価項目を参考に、わかりやすくとりまとめること。(枚数制限はない)	5部
3 実施体制表【様式第5号】または【任意様式(A4版)】 ・業務推進の組織体制及び従事者の氏名、役職、経験年数、主な実績について、責任者、担当者(複数の場合は全員)別に記載すること。	5部
4 事業スケジュール【任意様式(A4版)】	5部
5 見積書【任意様式(A4版)】 ・業務に係る見積金額を提示すること。 ・見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額とすること。 ・宛先は宇部市長とすること。なお、代表者印は不要。	5部

(2) 提出期限 令和7年7月25日(金) 午後5時必着

※この期限までに提出がないものは、受理することができない。

(3) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで受付

(ただし、市役所閉庁日は除く)

(4) 提出先 「12 担当部署」へ提出

7 審査及び選定方法

平和通り回遊性向上・にぎわい創出業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による審査で選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

- ア 審査日 令和7年8月上旬を予定
- イ 審査場所 本市の指定する場所
※正式な審査日、審査場所等については、応募者に別途通知する。
- ウ 審査方法 応募者のプレゼンテーション、企画提案書の説明、聞き取り内容及び提出された書類を基に、選定委員会において審査基準に基づき審査を行い、受託候補者を選定する。提案内容等に基づく総合点数（満点）は100点とする。評価点（各審査員の評価の平均点）が60点以上を得た者の中から、最も評価点が高い提案者を受託候補者、次いで評価点が高い提案者を次点候補者とする。審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、審査基準のうち、「企画内容」の得点が高い者を選定する。それでも決まらない場合は、「情報発信」の得点が高い者を受託候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に郵送で通知するとともに、市公式ウェブサイトで公表する。

(3) 審査基準 「8 審査基準」を参照

8 審査基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	配点
1 企画内容	70点
ア 仕様書に基づいた企画内容か（10点）	10点
イ 実現性の高い企画内容か（10点）	10点
ウ 企画内容に独創的なアイデアが盛り込まれているか（20点）	20点
エ 点灯式イベントは、にぎわい創出につながる魅力的な企画内容か（20点）	20点
オ 期間中に民間が実施するイベントとの企画連携が期待できるか（10点）	10点
2 情報発信	10点
情報が広く伝わるように考えられているか	10点
3 実施体制	5点
責任者や担当者が明確で、本業務を円滑に遂行できる体制になっているか	5点
4 見積書	5点
企画内容に対して、必要経費等が適切に積み上げられた妥当な見積か	5点
5 過去3年以内の類似業務の実績	10点
本業務（イルミネーション・点灯式イベント）と類似した業務実績があるか ※発注者は問わない	10点
満 点	100点

9 受託候補者との協議及び契約締結

- (1) 受託候補者との契約にあたっては、企画提案書等に記載された項目に基づき、本市と協議し、仕様書の内容を定め、その仕様書に基づく見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約を締結することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。
- (3) 受託候補者と何らかの理由により契約を締結できなかった場合、次点候補者と契約交渉を行うこととする。
- (4) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び第99条の規定による。

10 参加辞退

参加申込書の提出後、本プロポーダルへの参加を辞退する場合は、次の方法で提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出書類 参加辞退届【様式第7号】
- (2) 提出期限 プレゼンテーション実施の2営業日前まで 午後5時必着
- (3) 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。
※持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで受付
(ただし、市役所閉庁日は除く)
- (4) 提出先 「12 担当部署」へ提出

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーダルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 審査結果に対しては、異議申し立てはできない。
- (3) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 企画提案数は1提案者につき1案とする。
- (5) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (6) 本プロポーダルに係るすべての応募書類は返却しない。(参加辞退した場合も同様とする)
- (7) 応募書類は、受託候補者選定のために使用するものとし、原則公開しない。
- (8) 応募書類は、企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (9) 応募書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (10) 本市は、応募書類について宇部市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (11) 応募書類の不達及び遅配を原因とする企画提案者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。
企画提案者においては、書留郵便を利用するなどの対策を講じること。

(12) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
- イ 応募書類が提出期限までに提出されなかった場合
- ウ プレゼンテーション審査を、正当な理由なく欠席又は遅刻した場合
- エ 応募書類に虚偽の記載があった場合
- オ 選定の公平性を害する行為があった場合
- カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12 担当部署

宇部市 都市政策部 中心市街地活性化推進課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8468

E-mail : nigiwai@city.ube.yamaguchi.jp